

# 第78回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

## 事業報告

- (1) 株式の状況
- (2) 新株予約権等の状況
- (3) その他株式に関する重要な事項
- (4) 会計監査人の状況
- (5) 業務の適正を確保するための体制
- (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

## 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

## 計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

計算書類に係る会計監査人の監査報告

監査等委員会の監査報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

# 事業報告

## (1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 235,000,000株
- ② 発行済株式の総数 64,570,000株 (うち自己株式10,668株)
- ③ 株主数 38,710名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	17,608	27.3
株 式 会 社 豊 田 自 動 織 機	13,820	21.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,585	7.1
N D S 株 式 会 社	2,072	3.2
い す ゞ 自 動 車 株 式 会 社	1,274	2.0
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,142	1.8
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	758	1.2
アイチコーポレーション従業員持株会	649	1.0
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	435	0.7
三菱ふそうトラック・バス株式会社	427	0.7

(注) 持株比率は、発行済株式総数から2026年3月31日現在の自己株式数を控除して算出しております。

## (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) その他株式に関する重要な事項

#### ① 自己株式の取得

2025年3月19日開催の取締役会において、自己株式の公開買付けの実施に係る事項を決議し、同決議に基づき自己株式の取得をいたしました。

取得した株式の種類および総数 普通株式 10,000,000株

取得価額の総額 12,830百万円

取得した日 2025年5月14日

#### ② 自己株式の消却

2026年1月29日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却に係る事項を決議し、同決議に基づき自己株式の消却をいたしました。

消却した株式の種類および総数 普通株式 10,000,000株

消却した日 2026年2月20日

### (4) 会計監査人の状況

① 名称 PwC Japan有限責任監査法人

#### ② 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	47 百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### 2. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人および社内関係部署から収集した情報に基づき、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積り等の算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### 3. 当社の在外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制として、取締役会において下記のとおり基本方針を決議しております。

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
    - イ. 行動指針として「行動規範」を制定し、これを役職員に周知し、法令遵守をあらゆる企業活動の前提としている。
    - ロ. コンプライアンス担当取締役を置き、CSV推進委員会のもと、本社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。
    - ハ. 監査部門（内部監査部門）および監査等委員会は、常時連携して、業務の監査結果を交換し、全社のコンプライアンス体制の実現、問題の発見に努める。
  - 二. 取締役の職務遂行の適法性を確保するための牽制機能および経営の多様な視点からの意思決定を目的とし、取締役会に当社と利害関係を有しない社外取締役を置く。
  - ホ. 「企業倫理相談窓口制度」などにより、取締役・執行役員および使用人のコンプライアンスに関する重要事項の早期発見に努める。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項  
当社の社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役は、常時これらの文書を閲覧できる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
    - イ. 全社のリスクに関する統括責任者として担当取締役を置き、CSV推進委員会を設置する。
    - ロ. CSV推進委員会は、業務に応じて生じるリスクを未然に防止する手続や機構を整備する。有事の際は迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
    - ハ. CSV推進委員会にて検討された内容は、CSV推進委員会のフローに落とし込む仕組みとする。
    - ニ. 監査部門（内部監査部門）は、内部統制の有効性および実際の業務遂行状況につき、全部門を対象に業務監査、遵法監査を年度計画に基づき実施する。監査の結果をトップマネジメントおよび監査等委員会に報告する。
    - ホ. 適切な資金管理および所定の権限に基づく業務ならびに予算の執行に努める。
    - ヘ. 適切な財務報告の確保および適時適正な情報開示に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。
    - イ. 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく部門毎の業績目標と予算の設定と、ITを活用した月次・四半期業績管理を実施している。
    - ロ. 取締役会にて定められた職務分掌に基づいて業務を執行し、執行役員および理事は、委任および指示された事項について取締役を効率的に補佐し、迅速な経営判断を可能にしている。

- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社およびグループ各社における内部統制の体制は、CSV推進委員会を設けるとともに、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われている。
  - ロ. グループ企業に監査等委員を派遣し、監査範囲に業務監査を含めて実施し、当社の監査部門（内部監査部門）がグループ企業の内部監査を実施し、コンプライアンス体制づくりを行うとともに、早期の問題発見に努める。
  - ハ. 当社グループに共通の行動規範を定め、グループ会社の役職員と一体となった遵法意識の醸成を図る。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 専属スタッフを配置し、監査業務を補助し、その人事については、監査等委員会の同意の取得を必要としております。
- ⑦ 当社およびグループ会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告等に関する体制
- 監査等委員会の要請に基づき、社内の重要な会議には、監査等委員の出席を得る体制としている。また、必要に応じた監査等委員の職務に要する費用を負担する。
- 取締役(監査等委員であるものを除く。)・執行役員および使用人は次に定める事項が生じた場合は、すみやかに監査等委員会に対して報告し、報告者が報告を理由として不利に取り扱われないことを確保する。
- イ. 重要会議で決議・報告された事項。
  - ロ. 当社およびグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項。
  - ハ. 毎月の経営状況の重要な事項。
  - ニ. 内部監査およびリスク管理に関する重要な事項。
  - ホ. 重大な法令・定款違反。
  - ヘ. その他コンプライアンス上重要な事項。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員会に対して、業務執行取締役・執行役員および重要な使用人からヒアリングを実施する機会および代表取締役、会計監査人等とそれぞれ定期的に意見交換する機会を保証する。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
- 当社および当社グループ各社では、取締役・執行役員および使用人の行動指針として「行動規範」を定めており、その一つとして反社会的勢力への対応を掲げている。基本的な考え方は、反社会的勢力には毅然とした態度でのぞみ、これらを寄せつけない、こととしている。
- 具体的には、対応責任部署を明確にし、必要とあれば警察など関係行政機関に相談して適切な措置を講じている。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役会の監督機能を強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化などコーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

当社および当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況として、当事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）のうち、その基本方針に基づき以下のとおり取り組みを行っております。

- ①2025年4月1日以降の主な会議の開催状況として、取締役会は13回開催、監査等委員会を13回開催し、また、CSV推進委員会/会議を2回開催いたしました。
- ②監査等委員会が定めた監査方針および監査計画等に基づき、各監査等委員は監査部門（内部監査部門）を通じて各部門の内部監査に係る監査結果のヒアリング等を行うとともに、当社代表取締役および他の取締役、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③監査部門（内部監査部門）は、年度計画に基づき、当社の全部門を対象とした業務監査、遵法監査および当社グループ各社の内部監査を実施しました。

## (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当政策は、株主重視の観点から株主還元を安定的に向上させることを基本とし、連結業績に対し配当性向60%以上を基準とした還元を行ってまいりました。当事業年度の期末配当金につきましては、2026年4月24日の取締役会において、1株につき30円とし、効力発生日を2026年6月4日とすることを決議いたしました。なお、中間配当金を含めました当事業年度の配当金は、前事業年度より5円増配し1株につき60円となります。

また、2025年3月19日開催の取締役会において、自己株式の取得および公開買付けを決議し、2025年5月14日に1株につき1,283円、10,000,000株の買付けを行いました。

内部留保金につきましては、企業価値向上のため生産関連設備、サービス向上のための設備関連投資、新製品開発および研究開発投資等に充当していく所存であります。

- (注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	10,425,325	9,923,342	59,705,918	△9,231	80,045,354
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△4,546,395		△4,546,395
親会社株主に帰属する当期純利益			6,658,122		6,658,122
自己株式の取得				△12,831,010	△12,831,010
自己株式の消却			△12,826,500	12,826,500	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△10,714,773	△4,510	△10,719,284
当 期 末 残 高	10,425,325	9,923,342	48,991,144	△13,741	69,326,070

項 目	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定
当 期 首 残 高	3,002,523	△1,624,044	1,126,307
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
親会社株主に帰属する当期純利益			
自己株式の取得			
自己株式の消却			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	924,802	△18,209	729,654
当 期 変 動 額 合 計	924,802	△18,209	729,654
当 期 末 残 高	3,927,326	△1,642,254	1,855,961

項 目	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純資産合計
	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	1,473,428	3,978,215	84,023,570
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△4,546,395
親会社株主に帰属する当期純利益			6,658,122
自己株式の取得			△12,831,010
自己株式の消却			-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	457,661	2,093,908	2,093,908
当 期 変 動 額 合 計	457,661	2,093,908	△8,625,375
当 期 末 残 高	1,931,090	6,072,124	75,398,194

# 連結注記表

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社2社を連結の範囲に含めております。

連結子会社名

浙江愛知工程機械有限公司

AICHI NZ LIMITED

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した関連会社の状況

関連会社1社に持分法を適用しております。

関連会社名

杭州愛知工程車輛有限公司

#### (2) 持分法適用手続に関する特記事項

杭州愛知工程車輛有限公司の決算日は12月31日ではありますが、連結計算書類の作成にあたっては、3月31日で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、浙江愛知工程機械有限公司の決算日は12月31日ではありますが、連結計算書類の作成にあたっては、3月31日で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

##### ① 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品・仕掛品 個別法

原材料 主として移動平均法

貯蔵品 最終仕入原価法

##### ② 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

##### ③ デリバティブ

時価法によっております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産除く）

主として、定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては、定額法によっております。

##### ② 無形固定資産（リース資産除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては、個別に財務内容を評価し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 製品保証引当金

製品保証に伴う費用の支出に備えるため、過去の実績率に基づいて算出した見積額および特定の製品に対する個別に算出した発生見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法につきましては、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

収益及び費用の計上基準

当社グループは、穴掘建柱車・高所作業車・スキッドステアローダー等の特装車の製造、販売、部品販売や修理等のアフターサービスの提供ならびに高所作業車等の研修を行っております。このような製品の販売およびサービスの提供においては、製品およびサービスが顧客に検収された時点で、顧客が当該製品・サービスに関する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は製品・サービスが顧客に検収された時点で収益を認識しております。ただし、国内向け部品の単独販売については、企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的取扱いを適用し、出荷時から当該部品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、アフターサービス事業において、長期のメンテナンス契約を顧客と締結している場合があります。これらは履行義務の充足につれて顧客がサービスの提供を受けて便益を享受するものです。このサービスについては履行義務が時の経過につれて充足されることから、顧客との契約期間にわたって収益を認識しております。

なお、顧客から製造委託を受けた特装車に係る有償支給部品取引については、有償支給部品額を除いた額で製造委託された特装車販売の収益を認識しております。

## 会計上の見積りに関する注記

### 製品保証引当金

当連結会計年度末に製品保証引当金残高116,706千円を計上しております。

製品保証引当金は、保証期間内で実施する無償修理に係る引当金と、特定の製品の不具合対応のための無償修理に係る引当金に分類しております。

保証期間内で実施する無償修理に係る引当金は、過去の売上に対する保証費用発生額の実績率に基づき、将来の製品保証費用を一括で見積り計上しております。

不具合対策の実施が決定されている特定の製品につきましては、不具合対策の対象台数や1台当たりの修理予想額、修理の実施率、仕入先との責任負担割合に基づき製品保証費用の発生見込額を個別に見積り計上しております。

引当金の見積りにおいて想定していなかった製品の不具合による保証義務の発生や、引当額を超えて保証費用が発生する場合は、製品保証引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

一方、実際の保証費用が引当額を下回った場合は引当金戻入益を計上することになります。

## 連結貸借対照表に関する注記

- |                              |              |
|------------------------------|--------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額            | 27,459,626千円 |
| 2. 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高 |              |
| 受取手形                         | 4,018,200千円  |
| 売掛金                          | 16,008,601千円 |
| 契約資産                         | －千円          |
| 3. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高      | 180,931千円    |

### 4. 土地再評価に関する事項

当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）および土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、2002年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額につきましては、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、土地再評価に係る繰延税金負債は負債の部に、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額および第2条第4号に定める路線価に合理的な調整を行い算出しております。

再評価を行った年月日	2002年3月31日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿残高との差額	△1,671,693千円

## 連結損益計算書に関する注記

- |   |              |
|---|--------------|
| 1. 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額   | 59,613,734千円 |
| 2. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額  |              |
| 売上原価  | 187,982千円    |
| 3. 公開買付関連費用等  |              |
| 当社は、2025年3月19日開催の取締役会で決議した自己株式の公開買付を2025年3月21日から2025年4月17日まで実施しました。公開買付関連費用等は、本公開買付等に係る証券会社や弁護士に対するアドバイザーリ－費用であります。 | 106,717千円    |

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	74,570,000株	－株	10,000,000株	64,570,000株

(変動事由の概要)

2026年1月29日開催の取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少 10,000,000株

### 2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年4月23日 取締役会	普通株式	2,609,602千円	35円00銭	2025年3月31日	2025年5月29日
2025年10月30日 取締役会	普通株式	1,936,793千円	30円00銭	2025年9月30日	2025年11月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年4月24日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,936,779千円	30円00銭	2026年3月31日	2026年6月4日

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用につきましては短期的な預金等に限定し、運転資金および設備投資資金は、自己資金で賄っており銀行等金融機関からの借入は行っていません。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理によりリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式につきましては四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引は、通常の営業取引過程における輸出取引の為替相場の変動によるリスクを軽減するため、為替予約取引を行っております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額につきましては、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額216,460千円）は、「投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、未払法人税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券			
その他有価証券	6,501,412	6,501,412	－
資産計	6,501,412	6,501,412	－

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

区 分	時 価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	6,501,412	—	—	6,501,412

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債  
重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

**賃貸等不動産に関する注記**

重要性がないため、記載を省略しております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

#### (1) 主たる地域市場

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	特装车	部品・修理	計		
日本	40,450,989	12,902,111	53,353,101	835,928	54,189,029
アジア	2,000,235	1,020,787	3,021,023	10,971	3,031,994
その他	2,200,927	138,910	2,339,838	—	2,339,838
顧客からの契約から生じる収益	44,652,153	14,061,809	58,713,963	846,899	59,560,862
その他の収益	—	—	—	52,871	52,871
外部顧客への売上高	44,652,153	14,061,809	58,713,963	899,771	59,613,734

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、高所作業車等の中古車販売および教育事業等であります。

#### (2) 収益の認識時期

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計
	特装车	部品・修理	計		
一時点で移転される財又はサービス	44,652,153	14,004,157	58,656,310	846,899	59,503,210
一定の期間にわたり移転される財又はサービス(注) 2	—	57,652	57,652	—	57,652
顧客からの契約から生じる収益	44,652,153	14,061,809	58,713,963	846,899	59,560,862
その他の収益	—	—	—	52,871	52,871
外部顧客への売上高	44,652,153	14,061,809	58,713,963	899,771	59,613,734

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、高所作業車等の中古車販売および教育事業等であります。

- 2 一定の期間にわたり移転される財又はサービスは、メンテナンス契約によるものではありません。

## 2. 収益を理解するための基礎となる情報

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。値引き額は契約時に決定されることから、当連結会計年度の収益について対価の変動性はありません。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、所定の支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

特装車の販売契約において、保証期間内に生じた製品の不具合に対して無償で修理を行う製品保証義務を有しております。当該保証義務は、製品が顧客との契約に定められた仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識しております。

## 3. 当期および翌期以降の収益の金額を理解するための情報

### (1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	16,214,616 千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	20,026,801 千円
契約資産(期首残高)	－ 千円
契約資産(期末残高)	－ 千円
契約負債(期首残高)	158,558 千円
契約負債(期末残高)	180,931 千円

契約負債は流動負債の「その他」に計上しております。契約負債は、特装車や部品の販売、修理等、顧客が製品やサービスを検収した時点において収益を認識する契約および、アフターサービスの履行義務の充足につれて収益を認識する契約について、顧客との支払条件に基づき顧客から受け取った分の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、157,639千円であります。

なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の金額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社および連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。サービス期間が1年超のメンテナンス契約に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (2026年3月31日)
1年以内	663,240 千円
1年超2年以内	619,215 千円
2年超3年以内	375,605 千円
3年超	872,817 千円
合計	2,530,878 千円

**1株当たり情報に関する注記**

1株当たり純資産額

1,167円89銭

1株当たり当期純利益

100円73銭

**重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

**その他の注記**

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

(資産の部)		(負債の部)	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>52,201,567</b>	<b>流動負債</b>	<b>15,043,268</b>
現金及び預金	25,176,480	支払手形	12,350
受取手形	155,934	電子記録債務	3,458,436
電子記録債権	3,862,265	買掛金	4,100,636
売掛金	15,936,303	未払金	1,191,265
製品	1,747,014	未払法人税等	2,040,425
仕掛品	1,346,681	未払費用	1,467,498
原材料及び貯蔵品	3,106,297	預り金	262,701
その他	870,590	前受収益	355
<b>固定資産</b>	<b>33,676,179</b>	役員賞与引当金	26,000
<b>有形固定資産</b>	<b>25,034,229</b>	製品保証引当金	116,706
建物	9,174,611	設備関係支払手形	2,250
構築物	676,320	設備関係電子記録債務	2,308,429
機械及び装置	2,098,760	その他	56,211
車両及び運搬具	44,530	<b>固定負債</b>	<b>2,217,053</b>
工具器具及び備品	380,191	土地再評価に係る繰延税金負債	634,512
土地	9,648,352	退職給付引当金	943,401
建設仮勘定	2,825,408	繰延税金負債	461,955
その他	186,054	その他	177,183
<b>無形固定資産</b>	<b>254,841</b>	<b>負債合計</b>	<b>17,260,321</b>
水道施設利用権	470	(純資産の部)	
ソフトウェア	250,945	<b>株主資本</b>	<b>66,332,353</b>
その他	3,426	<b>資本金</b>	<b>10,425,325</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,387,107</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>9,941,842</b>
投資有価証券	6,717,872	資本準備金	9,941,842
出資金	1,080	<b>利益剰余金</b>	<b>45,978,927</b>
関係会社出資金	1,420,530	その他利益剰余金	45,978,927
長期前払費用	97,454	繰越利益剰余金	45,978,927
差入保証金	79,300	<b>自己株式</b>	<b>△13,741</b>
その他	75,877	評価・換算差額等	<b>2,285,072</b>
貸倒引当金	△5,006	その他有価証券評価差額金	3,927,326
<b>資産合計</b>	<b>85,877,747</b>	土地再評価差額金	△1,642,254
		<b>純資産合計</b>	<b>68,617,425</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>85,877,747</b>

# 損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から  
2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		59,254,917
売 上 原 価		46,399,029
売 上 総 利 益		12,855,887
販売費及び一般管理費		5,381,837
営 業 利 益		7,474,050
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	320,710	
雑 収 入	37,780	358,490
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	7,491	
雑 損 失	471	7,963
経 常 利 益		7,824,577
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,249,676	1,249,678
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,184	
減 損 損 失	381	
公 開 買 付 関 連 費 用 等	106,717	110,282
税 引 前 当 期 純 利 益		8,963,973
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,694,139	
法 人 税 等 調 整 額	△56,005	2,638,133
当 期 純 利 益		6,325,839

# 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	10,425,325	9,941,842	9,941,842
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
自己株式の取得			
自己株式の消却			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-
当 期 末 残 高	10,425,325	9,941,842	9,941,842

項 目	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	57,025,983	57,025,983	△9,231	77,383,919
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	△4,546,395	△4,546,395		△4,546,395
当 期 純 利 益	6,325,839	6,325,839		6,325,839
自己株式の取得			△12,831,010	△12,831,010
自己株式の消却	△12,826,500	△12,826,500	12,826,500	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	△11,047,055	△11,047,055	△4,510	△11,051,566
当 期 末 残 高	45,978,927	45,978,927	△13,741	66,332,353

項 目	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	3,002,523	△1,624,044	1,378,479	78,762,399
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△4,546,395
当 期 純 利 益				6,325,839
自己株式の取得				△12,831,010
自己株式の消却				-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	924,802	△18,209	906,592	906,592
当 期 変 動 額 合 計	924,802	△18,209	906,592	△10,144,973
当 期 末 残 高	3,927,326	△1,642,254	2,285,072	68,617,425

# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準および評価方法  
市場価格のない株式等以外のもの  
時価法  
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)  
市場価格のない株式等  
主として移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準および評価方法  
評価基準は原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) によっております。
  - (1) 製品・仕掛品 個別法
  - (2) 原材料 移動平均法
  - (3) 貯蔵品 最終仕入原価法
3. デリバティブの評価基準および評価方法  
時価法によっております。
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産 (リース資産除く)  
定率法によっております。なお、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては、定額法によっております。
  - (2) 無形固定資産 (リース資産除く)  
定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における見込利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
  - (4) 長期前払費用  
均等償却によっております。
5. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては、個別に財務内容を評価し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 役員賞与引当金  
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
  - (3) 製品保証引当金  
製品保証に伴う費用の支出に備えるため、過去の実績率に基づいて算出した見積額および特定の製品に対する個別に算出した発生見込額を計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法につきましては、給付算定式基準によっております。

##### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日付から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

#### 6. 収益及び費用の計上基準

当社は、穴掘建柱車・高所作業車・スキッドステアローダー等の特装車の製造、販売、部品販売や修理等のアフターサービスの提供ならびに高所作業車等の研修を行っております。このような製品の販売およびサービスの提供においては、製品およびサービスが顧客に検取された時点で、顧客が当該製品・サービスに関する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は製品・サービスが顧客に検取された時点で収益を認識しております。ただし、国内向け部品の単独販売については、企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的取扱いを適用し、出荷時から当該部品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、アフターサービス事業において、長期のメンテナンス契約を顧客と締結している場合があり、これらは履行義務の充足につれて顧客がサービスの提供を受けて便益を享受するものです。このサービスについては履行義務が時の経過につれて充足されることから、顧客との契約期間にわたって収益を認識しております。

なお、顧客から製造委託を受けた特装車に係る有償支給部品取引については、有償支給部品額を除いた額で製造委託された特装車販売の収益を認識しております。

#### 7. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

#### 8. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## 会計上の見積りに関する注記

### 製品保証引当金

当事業年度末に製品保証引当金残高116,706千円を計上しております。

製品保証引当金は、保証期間内で実施する無償修理に係る引当金と、特定の製品の不具合対応のための無償修理に係る引当金に分類しております。

保証期間内で実施する無償修理に係る引当金は、過去の売上に対する保証費用発生額の実績率に基づき、将来の製品保証費用を一括で見積り計上しております。

不具合対策の実施が決定されている特定の製品につきましては、不具合対策の対象台数や1台当たりの修理予想額、修理の実施率、仕入先との責任負担割合に基づき製品保証費用の発生見込額を個別に見積り計上しております。

引当金の見積りにおいて想定していなかった製品の不具合による保証義務の発生や、引当額を超えて保証費用が発生する場合は、製品保証引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

一方、実際の保証費用が引当額を下回った場合は引当金戻入益を計上することになります。

## 貸借対照表に関する注記

- |                   |              |
|-------------------|--------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 25,887,174千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権債務 |              |
| (1) 短期金銭債権        | 870,431千円    |
| (2) 短期金銭債務        | 241,675千円    |

### 3. 土地再評価に関する事項

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）および土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、2002年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額につきましては、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、土地再評価に係る繰延税金負債は負債の部に、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額および第2条第4号に定める路線価に合理的な調整を行い算出しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿残高との差額

△1,671,693千円

## 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高
  - (1) 売上高 2,342,716千円
  - (2) 仕入高 2,226,324千円
  - (3) 販売費及び一般管理費 42,203千円
  - (4) 営業取引以外の取引高 212千円
2. 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 59,254,917千円
3. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額  
売上原価 200,288千円
4. 公開買付関連費用等  
当社は、2025年3月19日開催の取締役会で決議した自己株式の公開買付を2025年3月21日から2025年4月17日まで実施しました。公開買付関連費用等は、本公開買付等に係る証券会社や弁護士に対するアドバイザー費用であります。 106,717千円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	9,922株	10,000,746株	10,000,000株	10,668株

### (変動事由の概要)

2025年3月19日開催の取締役会決議に基づく自己株式の公開買付けによる取得による増加	10,000,000株
単元未満株式の買取りによる増加	746株
2026年1月29日開催の取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少	10,000,000株

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### (繰延税金資産)

棚卸資産	244,438千円
未払事業税・事業所税	126,427千円
製品保証引当金	36,599千円
退職給付引当金	303,149千円
未払賞与	325,719千円
建物、構築物、機械及び装置、ソフトウェア	30,111千円
土地	586,925千円
投資有価証券	123,384千円
その他	345,705千円
繰延税金資産小計	<u>2,122,461千円</u>
評価性引当額	<u>△956,596千円</u>
繰延税金資産合計	<u>1,165,864千円</u>

#### (繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△1,618,677千円
その他	△9,142千円
繰延税金負債合計	<u>△1,627,820千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△461,955千円</u>

### 2. 土地再評価差額金に係る繰延税金資産

#### (繰延税金資産)

再評価差額（損）	950,540千円
繰延税金資産小計	<u>950,540千円</u>
評価性引当額	<u>△950,540千円</u>
繰延税金資産合計	<u>-千円</u>

#### (繰延税金負債)

再評価差額（益）	△634,512千円
繰延税金負債合計	<u>△634,512千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△634,512千円</u>

## 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報  
連結注記表と同一であるため、記載を省略しております。

### 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,062円86銭
1 株当たり当期純利益	95円70銭

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

## その他の注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

株式会社アイチコーポレーション  
取締役会 御中

### PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	塩	谷	岳	志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関	根	和	昭
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	丹	羽	公	之

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイチコーポレーションの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイチコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにあり。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

株式会社アイチコーポレーション  
取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	塩	谷	岳	志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関	根	和	昭
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	丹	羽	公	之

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイチコーポレーションの2025年4月1日から2026年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにあり、

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の監査部門（内部監査部門）と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および執行役員からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項および同号口の判断およびその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

株式会社アイチコーポレーション 監査等委員会

監査等委員	高月重廣	Ⓢ
監査等委員	東上清	Ⓢ
監査等委員	酒井宗二	Ⓢ
監査等委員	水野陽二郎	Ⓢ
監査等委員	小西めぐみ	Ⓢ

(注) 監査等委員高月重廣、東上清、酒井宗二および小西めぐみは、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。